

令和3年8月5日

兵庫労働局長
荒木 祥一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け兵労発基 0630 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の兵庫県最低賃金（時間額899円）は令和元年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを強く要望する。

- 1 新型コロナ禍において、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。
- 2 コロナ禍の影響を大きく受ける中小企業・小規模事業者が継続して事業を行い、雇用の維持確保ができるよう中小企業・小規模事業者に対する各種支援策を拡充し、要件の緩和等を図ること。
- 3 以上の各支援策については、迅速な処理を行うとともに、中小企業・小規模事業者が活用できるよう周知・広報に最大限の努力を行うこと。
- 4 中央最低賃金審議会の目安について、①目安制度の在り方についての議論を行うこと②全会一致を目指すこと③目安の合理的な根拠を示すための努力など、目安への信頼感を確保するための取組みを行うこと。

別紙 1

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 928 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 899 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（107,992 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金 1 箇月換算額

899 円（兵庫県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝127,653 円